

事務局からのお知らせ

退職所得の源泉徴収票の税務署提出について（予定）

退職所得の源泉徴収票の税務署提出につきまして、三井住友信託銀行より今後の予定について連絡がありましたのでお知らせします。

（市町村への提出は当面の間、提出不要です。）

- ・年単位で源泉徴収票と合計表を作成する予定です。CSVデータも作成予定です。（年金と同時期になる見込み）
- ・個人番号は印字できませんので、補記したうえで税務署にご提出ください。

三井住友信託銀行が作成した書類を、会員システムにご登録いただいておりますメールアドレス宛にデータにて送付する予定です。

現段階では予定ということですので、続報がありましたら一斉メールにてお知らせいたします。

なお、源泉徴収票の金額等の内容に関しましては、現在当会からお送りしております源泉徴収票（事業所控分）と同じですので、大切に保管していただきますようお願いいたします。

会員システム登録情報の確認

今一度、会員システムにて登録されている下記情報をご確認ください。

加入者の情報について

加入・脱退等の登録漏れがないかご確認ください。

また、お名前・生年月日等も併せてご確認ください。

3ヶ月前まででしたら、事業所様にてご登録が可能です。

事業所の情報について

メールアドレス・担当者は事業所様にて変更が可能となっております。

担当者が代わられた際はその都度、ご登録を変更していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

新潟県社会福祉協議会 総務管理課

TEL : 025-281-5520 / FAX : 025-281-5528 / MAIL : taisyoku2@fukushiniigata.or.jp

よくあるお問い合わせとお願い

1. 退職書類の提出時期について

退職書類は退職日翌日からの受付となります。退職日前にご提出いただいた場合でも受付は退職日翌日となるため、**退職日前にはご提出になりませんようご協力をお願いします。**

（3月末退職に限り、3月中から書類を受け付けます。）

誤って退職日前にご提出の場合、県社協が細心の注意を払って退職日翌日までお預かりいたしますが、災害や盗難等の事故発生時の責任は県社協では負いかねますので、ご了承ください。

2. 加入期間が1年未満の場合の退職金給付について

加入期間が1年未満の加入者様へは退職金給付はありません。

またその際、加入者様、事業所様ともに掛金の返還はありませんので、雇用期間が1年以上と見込まれる場合において制度に加入いただきますようお願いいたします。

3. 加入期間が1ヶ月未満の場合の掛金について

毎月1日に在籍する加入者様に対し掛金がかかるため、当月1日に新規加入し1ヶ月以内に退職した場合も掛金が発生します。ただし、**新規加入月の締日前に退職が分かった場合**、1年以上の加入見込みがないことが明らかであるため、加入資格なしとして加入の届出を削除することができます。

なお、締日後の訂正には対応いたしかねますので、ご了承ください。

4. 制度への加入について

契約事業所様に勤務する職員様であっても制度への加入は任意であり、県社協が加入を強制するものではありません。

加入者様、事業所様のいずれにも毎月の掛金をご負担いただくことになりますので、各事業所様において給与規程等で加入者の範囲を明示するなど、あらかじめ職員様へ制度内容のご説明とご承諾を得られたうえでの加入をお願いします。

I. 制度の概要

実施主体	社会福祉法人新潟県社会福祉協議会(以下「協議会」という。)
基金財源	施設・団体及び職員から納付された掛金及び基金から生じる収益。
基金運用	三井住友信託銀行と指定金銭信託(単独運用)契約を締結し、基金資産の管理・運用等を委託しています。
基金運営	基金運営の適正を期すため、「運営委員会」を設置し、基金運営に関し調査、研究、協議を行い、協議会に意見を具申しています。
加入対象	県内に所在する社会福祉施設・団体(国及び地方公共団体以外のもの)。
加入資格	協議会の会員である施設・団体。
適用者の範囲	各施設・団体に勤務する有給常勤職員。
加入時期	施設・団体及び適用者の加入は、毎年4月1日または10月1日の年2回。適用者の加入は毎月1日。
掛 金	1日現在の加入者数×一人当たり月額3,000円 一人当たり月額3,000円の内訳:事業主1,500円、職員1,500円
給 付 金	○退職一時金 加入期間が1年以上の退職者 ○遺族一時金 加入者が死亡した場合その遺族に支給 ○退職年金 15年以上加入した退職者でかつ年齢が満60歳に達した後、最初に到来する2月、5月、8月、11月から10年間支給

《令和 8 年 3 月 31 日現在》

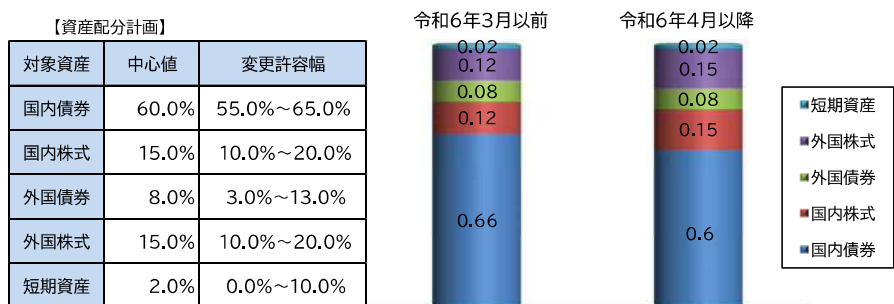
<加入施設数> 649施設・団体

<加入者数> 22,285人

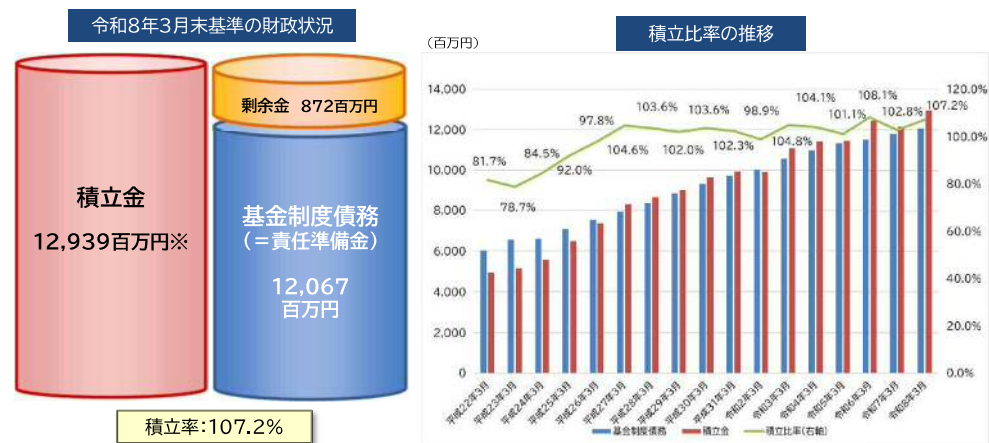
II. 積立基金の運用ガイドライン

協議会は、退職積立基金の運用にあたって、協議会の規約に規定する年金給付及び一時金たる給付の支払を将来にわたり確実に行うため、許容されるリスクの範囲内で必要とされる運用収益を長期的に確保することを基本方針としています。

なお、昨今の運用環境の変化に伴い、協議会の積立基金の運用についても、令和6年4月以降、ポートフォリオの変更を行い運用しています。



III. 制度の財政状況



<責任準備金> 積立目標額。将来の給付のために保有しておかなければならない積立金のこと。

積立率が高い(不足金が少ない)ほど、積立基金制度の財政状況としては望ましい状態にあるといえる。

IV. 積立基金の運用状況

積立基金の運用は、平成19年度～20年度のサブプライム・リーマンショックの際に大幅なマイナスとなりましたが、その後は堅調に推移しています。

令和7年度、国内債券は、日銀の国内金利の利上げ(12月)の影響で-4.96%となりました。国内株式は、期初の米関税政策の公表や期末の米国のイランへの攻撃等を受けて下落する局面はあったものの、高市新政権下での積極的な財政政策への期待等を背景に、年度では+38.50%となりました。外国株式は、期初の米関税政策の公表や期末の米国のイランへの攻撃等を受けて下落する局面はあったものの、米利下げ継続期待や堅調な企業業績を背景に大型ハイテク株が市場をけん引し、年度では+28.63%となりました。したがって、令和7年度通期は、+7.19%となりました。

